



INTERNATIONAL 420 CLASS RULES 2017



World Sailing
Class Association

国際 420 クラス規則 2017
日本語版発行 日本420協会

日本語版 Ver. 2.1

索引				
			携帯装備	8
第1章－管理			C.5 艇	8
A節－一般			C.6 艇体	8
			C.7 艇体アpendage	9
A.1 一般事項	3	C.9 リグ	10	
A.2 言語	3	C.10 セール	10	
A.3 略語	3			
A.4 機関と責任	3	D 節－艇体		
A.5 クラスの管理	3	D.1 証明	14	
A.6 WS 規則	4	D.2 ビルダー	14	
A.7 クラス規則の改正	4	D.3 建造と建造材料	14	
A.8 クラス規則の変更	4	D.4 組み立てられた艇体	15	
A.9 クラス規則の解釈	4	D.5 艇体重量	20	
A.10 ICA 会費、ICA プラーク、セールボタン	4	D.6 補正おもり	20	
A.11 証明及び計測証明書	4			
A.12 計測証明書の有効性	5	E節－センターボード、ラダーとティラー		
A.13 再証明	5	E.1 規則	21	
		E.2 センターボード	21	
B 節－艇の参加資格		E.3 ラダー	22	
B.1 証明書	6			
B.2 証明マーク	6	F節－リグ		
B.3 ICA セールボタン-ステッカー	6	F.1 規則	24	
B.4 ICA プラーク	6	F.2 マスト	24	
B.5 建造者プラーク	6	F.3 ブーム	26	
		F.4 スピネーカー・ポール	26	
		F.5 リギンと艤装	27	
第2章－要件と制限				
C節－レースの条件		G 節－セール		
C.1 一般	7	G.1 計測	28	
C.2 乗員	7	G.2 証明	28	
C.3 個人用装備	7	G.3 メインセール	29	
C.4 広告	8	G.4 ヘッドセール	32	
		G.5 スピネーカー	33	

A 節 一般

A1 一般事項

- A.1.1 國際 420 級協会のクラス規則は クローズド・クラス規則である。
- A.1.2 420 はワンデザイン クラスである。当規則の意図は、乗員が互いに平等な条件で競技するため、艇が性能に影響するすべての点で可能な限り同じとなるようにすることである。
- A.1.3 当規則は、船形図面(plan de formes)、建造仕様書 (Drawing No5)、國際 420 級協会 (ICA) ラダーブレード図表、及び、國際 420 級計測用紙(IMF)を補足している。現行の公式文書は当クラス規則の巻末に掲載されている。これらの項目は 例え不備がなかったとしても 起こりうる全ての状況を想定するものではない。解釈が明らかにされていない点については ICA 専門委員会を通じて WS の裁定を得るものとする。

A.2 言語

- A.2.1 当クラスの公式言語は英語とし、解釈上の 異議 がある場合は、英文を優先する。
- A.2.2 用語 "shall" は義務であり、用語 "may" は許可である。
- A.2.3 用語 "permanent" は単純工具では移動できないこと、又は接着剤やリベットで固定されたことを意味する。 リミット・マークに関しては、破壊することなく除去出来ず、改めて設置出来ないことを意味する。
- A.2.4 単位は全てメートル法であり、寸法は特に述べられていない限りミリメートルである。

A.3 略語

A.3.1	WS	世界 セーリング
	MNA	WS 加盟の 各国連盟
	ICA	國際 420 クラス協会
	IMF	420 國際 計測用紙
	NCA	国内 420 クラス協会
	ERS	セーリング 装備規則
	RRS	セーリング 競技規則

A.4 機関と責任

- A.4.1 当クラスの国際機関は WS であり、当クラス規則全般について WS は ICA と共同で運営するものである。
- A.4.2 WS、MNA、ICA、NCA、証明機関、オフィシャル・メジャラー の何れも、当クラス規則や計測の精度に関する 法的責務を負わず、これらから発生する要求を受け入れない。
- A.4.3 ここに含まれるいかなる規定に関わらず、証明機関は証明書を取り消す権限があり、WS から依頼があれば そうしなければならない。

A.5 クラスの管理

当クラスは WS と連携して ICA により管理される。ICA は 当クラス規則で述べられているように機能の一部 または全てを MNA または NCA に委任することができる。

A.6 WS 規則

当クラス規則は ERS の現行版と共に読まれるものとする。ERS で定義されている用語は太字で、RRS で定義されている用語は斜体で示される。

A.7 クラス規則の改正

- A.7.1 クラス規則の改正は、ICA の提案に基づいて行われるものとし WS の規定に従って WS の承認を得なければならない。

A.8 クラス規則の変更

- A.8.1 世界選手権・大陸選手権や ICA 認下の大会では、ICA 及び WS の同意を得た場合のみ、レース公示と帆走指示書でクラス規則を変更することが出来る。
- A.8.2 その他の大会においては、NCA 又は MNA からの公式要求に対し、ICA の書面による同意がある場合のみ NOR/SI にて変更できる。

A.9 クラス規則の解釈

A.9.1 一般

A.9.2 を除き、当クラス規則の解釈は ICA と共同して WS によってなされること。解釈の依頼は WS 規則に従つてなされるものとする。

A.9.2 大会では

大会で要求されるクラス規則のどんな解釈も RRS 付則 N に従って構成されるインターナショナル ジュリーによりなされる。この場合、インターナショナル ジュリーは大会計測委員長と協議しなければならない。この解釈は、大会期間中のみ有効であり、主催者は、大会終了後速やかにその解釈の内容を WS 及び ICA に報告しなければならない。

A.10 ICA 納付金、ICA プラーク

- A.10.1 各艇のセール番号は ICA により割充てられ、ICA プラークに記載される。
- A.10.2 ICA の財務部は、クラス納付金を受領後、その艇に割充てされたセール番号の ICA プラークをライセンス取得ビルダーに送付すること。
- A.10.3 競技者は自身で所有する艇のセール番号を チャーターした艇でも、自身で所有する艇でも使用してもよい。

A.11 証明と計測証明書

- A.11.1 過去に証明、証明のための計測を受けていない艇体は、オフィシャル・メジャラーによって 公式書類に適合すべき項目が すべて計測され、完了した時には IMF (420 国際計測用紙) に詳細が記入されてビルダーによりオーナーに供給されるものとする。
- A.11.2 証明のための計測は、MNA 及び ICA により任命されたオフィシャル・メジャラーによってのみ行われるものとする。オフィシャル・メジャラーは、クラス規則により許されている項目を除き、本人が一部でも所有、設計、建造した艇、利害関係や既得権益を持つ艇の計測を行ってはならない。
- A.11.3 IMF は 計測証明書を入手するために必要である。計測証明書は 下記のように入手する:
オーナーは 艇が登録される国の証明機関に IMF と登録費用を添えて送付する。

証明機関は IMF と登録費用が完備した場合には計測証明書をオーナーに発行する。

証明機関は IMF のコピーを保管しなければならない。

A.12 計測証明書の有効性

A.12.1 オフィシャル・メジャラーにより艇体重量が再計測される場合のみ、**証明書は補正おもりの変更後であっても有効である。** 艇体の重量が再計測された時、計測員は IMF に詳細を記録し、**計測証明書は証明機関に是認されなければならない。**

A.12.2 **計測証明書は次により無効となる:**

- a) 所有权の変更
- b) IMFにより計測が要求される項目での、小さな修理、塗装、研磨、艶出し、のような、許された定型的なメンテナンス以外の変更。
- c) **証明機関による取り消し**
- d) **新たな証明書の発行**

A.13 再証明

A.13.1 所有权が変更される場合には、新しいオーナーは 艇が登録されている**証明機関に新しい計測証明書を申請すること。** 申請には **旧計測証明書、IMF および必要ならば登録費用が含まれる。** 新しい**計測証明書は新しいオーナーに発行されなければならない。**

A.13.2 IMF により計測することが規定されている項目の交換や修理を行った場合、当該項目は**オフィシャル・メジャラー**により **再計測を受け IMF に詳細を記載されなければならない。** オーナーは**新しい計測証明書を申請しなければならない。**(手順は A.13.1 を参照)。

A.13.3 **証明書が A.12.2(c)の下で無効になった場合、証明機関は裁量により新しい証明書を発行してもよい。**

B 節 – 艇の資格

艇はこの節の規則に適応することにより、レースの資格を有する。

B.1 証明書

艇に補正おもりの詳細を含む 英文または英訳付き文の 有効な計測証明書がなければ、乗員はクラスのレースに参加できない。

B.2 証明マーク

各セールには G.2.1 に従う 有効な証明マークが付いていること。

B.3 ICA セールボタン-ステッカー

2005年3月1日以降、最初の計測証明がされた各セールには、ICAの公式番号付きのロイヤリティーセールボタンまたはステッカーが永久固定されなければならない。

B.4 ICA プラーク

D.1.5.に規定された ICA プラークは 艇体に取り付けられていること。紛失の場合はWS発行の代替プラークが必要となる。

B.5 国際 420 ビルダーズ プラーク

D.1.5.に規定された ビルダーズ プラークが 艇体に取り付けられていること。

第Ⅱ章－要件と制限

【】内は訳者の補足説明です。

乗員と艇はレース中、第Ⅱ章の規則に従っていなければならない。

装備が検査を受けた瞬間にコンプライアンスが有効になることをレース公示で規定することができる。

C 節の規則との適合を検査する計測は、**装備の証明の為の計測**の一部ではない。

計測は本章で変更された物以外は現行の ERS に従って行われなければならない。

C 節 - レースでの要件

C.1 一般

C.1.1 RRS 変更

- C.1.1.1 コース全域で明らかに平均風速が13 ノットを超える場合、レース委員会はRRS 付則P5 で述べられているようにパンピング、ロッキング、ウーチングを許可してもよい。これは、RRS 42.2(a),RRS42.2(B),RRS42.2(C)を変更している。
- C.1.1.2 RRS49.1 の変更について:乗員は体を艇の外に乗り出すためにトラピーズやハイキングストラップその下に着るハイキング補助着以外の器具を身に着けてはならない。
- C.1.1.3 C.10.3.1 とC.10.5.1について、RRS 付則 G を参照のこと
- C.1.1.4 トラピーズハーネス及び膝より下(靴を含む)に着用する個人装備の総重量は 9kg を超えてはならない。これは RRS43.1(b)を変更している。

C.2 乗 員

C.2.1 制 限

- C.2.1.1 乗員は 2 名とし、各人が艇に接していなければならない。
- C.2.1.2 乗員はレース委員会に承認された場合を除き、大会期間中に交替してはならない。
- C.2.1.3 乗員は国際420協会に会費を納付した国内420協会の現会員でなければならない

C.2.2 乗員の責任

レース中に艇と個人用装備がクラス規則に確実に従うことは乗員の責任である。

C.3 個人用装備

C.3.1 義 務

レース中 各乗員は少なくとも ISO 12402-5 (Level 50)、USCG Type III、AS 4758 Level 50、または同等な浮揚基準の 個人用浮揚用具を 着用すること。膨張式のライフジャケットは認められない。

C.3.2 任 意

- C.3.2.1 RRS 49.1 の変更として、1つのトラピーズを使用してもよい。しかし1名の乗員のみがトラピーズハーネスを使用すること。トラピーズハーネスにはバラストを詰めてはならず、浮くこととし、重量は 4 kgまでとする(重量とは RRS 付則 H で要求されている内容で決定される)。突発の動きや、動作中以外トラピーズを使用するクルーは常に艇体に接していなくてはならない

- C.3.2.2 電子式または機械式計時の器機は他の機能/能力を備えていないこと。乗艇する乗員は、他の電子機器を持ち込まないこと

C.4 広 告

C.4.1 カテゴリー

競技者用広告を含む 広告は、WS規定 20-広告規定に従って認められる。

C.5 携帯装備

C.5.1 (レース中に) 使用してよい物

a) 任意

- 1) 1個のあか汲み または バケツ および (または) スポンジ
- 2) 1個のブラケットに装着されたコンパス。コンパスはサイドタンクやデッキにはめ込まないこと。装着ブラケットはマストに付けられるか、マストゲートを閉じるために使用してもよい。電子式ならば、方向指示、方向指示記憶とストップウォッチ機能、だけのコンパスが許される。電子式または機械式計時の器機は、着脱可能であること。
NORまたは帆走指示書に追加で(トラッキングやカメラなど)電子機器の搭載を要求もしくは許可できる。
- 3) **ツールおよびブロック、シャックル、ロープ類等の予備部品**

C.5.2 (レース中に) 使用してはいけない物

a) 任意

- 1) 1 個のパドル

b) 義務

- 1) 艇には、長さ8m以上で直径8mm 以上の 浮く曳航ロープがマストにしっかりと取り付けられ、レスキュー艇から艇首で(艇が転覆していても)掴むことができるものであること。

C.6 艇

C.6.1 重 量

セーリング用に完全艤装された艇は 乾燥状態で、セール、曳航ロープ、個人や携帯装備を除き重量 100 kg 以上であること。ブラケットに取り付けられたコンパスがあれば、艇重量に含まれる。D6 に定められた内容で補正おもりの重量は 2 kgを超えてはならない。

C.6.2 艤装品

以下に列挙するリギンと艤装品は、明記された通り艤装され使用すること。明記された場合を除き、艇のコントロールライン、シート、およびロープを引く方向は、シャックル、リング、ループ環または穴を用いて修正してはならない。以下に列挙する艤装品は現行クラス規則に従っていること。全ての艤装品、艤装品の取り付け部品および局部的補強は、それら本来の目的で用い、艇の重量を増加させるために使用してはならない。

C.6.3 剛性を変えない限り、厚さ 4 mmを超えない 滑り止め材、テープ、及び低摩擦材は、艇体に追加してよい。

C.7 艇体

C.7.1 改修とメンテナンスについて

- C 7. 1. 1 有資格のビルダーが供給したハルシェル、デッキ、バルクヘッド、センターボードケース及びコクピット床はこのクラス規則で認められたもの以外はいかなる手法においても改装してはならない。
- C 7. 1. 2 小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは再計測、再証明なしで認められる。
- C 7. 1. 3 7.1.2で供述された以外の方法で艇の型が改修される場合は、艇の外観が修理前と同じであること及び剛性が極端に増していないこと、あるいはその改修によって何か有利に働いていないことを公式計測員が証明しなければならない。公式の計測員はまたその改修明細を証明書に記述すること。

C.7.2 浮力

- C.7.2.1 艇は側部に2つの浮力タンクと前部に1つのバウ浮力タンクを持つこと。最初の証明の為の計測時に計測員は浮力タンク、点検ハッチ、排水栓の水密性を検査すること。浮力が不十分な場合、計測員は満足な改善策が取られるまでIMFにサインしてはならない。その後に、これらタンクの水密性を確かなものに維持するのは競技者／オーナーの責任である。
- C.7.2.2 点検ハッチのカバーおよび排水栓は、レース中適所に保持されなければならない。

C.8 艇体アベンデージ

C8.1 制限

紛失または修理を超える損傷があった場合を除き、大会期間中はセンターボード1枚とラダーブレードのみを使用すること。**テクニカル委員会、もしくは不在の場合はレース委員会**に承認された場合にのみ このような交換をしてもよい。

C8.2 センターボード

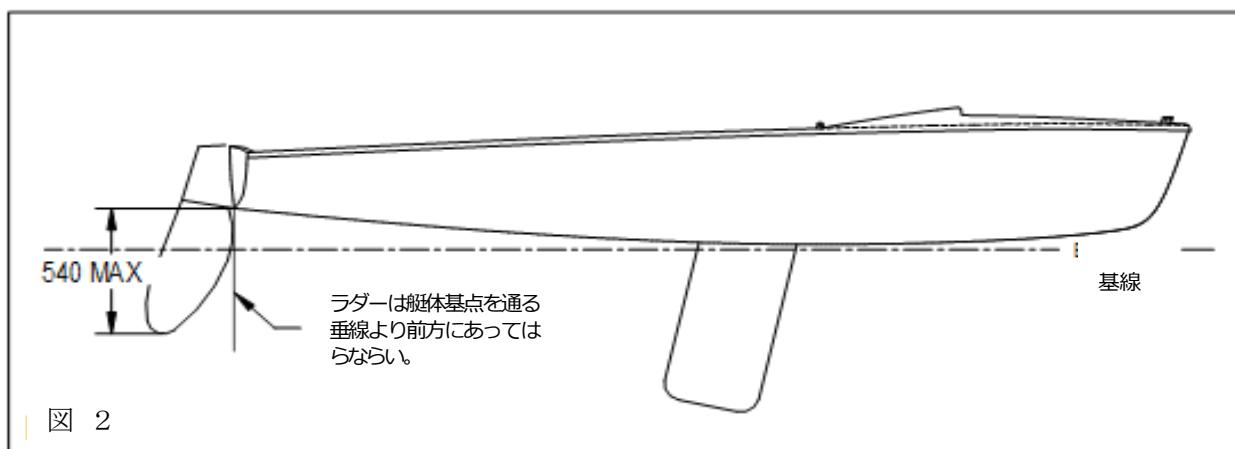
(a) 使用

センターボードはブッシングを含み センターボードケースの穴を通って軸ピンによって取り付けられること。完全に上られた時にセンターボードのどの部分も艇体の下に突き出ないこと。

C8.3 ラダー

(a) 使用

ラダーブレードはラダーダウンホール又は安全ピンによって決まる最下のポジションに無ければならない。完全に下げられた時にラダーブレードのどの部分も HDP から下方へ 540mm を超えないこと。**ラダーブレード**の先端部は HDP の垂線より前方にあってはならない。(計測図表の2を参照)



C8.4 メンテナンス

小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは認められる。

C.9 リグ

C9.1 制限

紛失または修理を超える損傷があった場合を除き、大会期間中は1本のマスト、ブームとスピネーカー・ポールのみを使用すること。**テクニカル委員会、もしくは不在の場合はレース委員会**に承認された場合にのみ このような交換をしてもよい。

C9.2 マスト

(a) 使用 USE

- 1) マスト・スパーの前後のペンドを、マストパートナーの位置で以下の方法により制限してよい。
 - ・ チョック(くさび)
 - ・ 任意臓装として、マストパートナー上面において、マスト前面で働くロープ1本と取り付け具1つ、グリップ1つ、可動部のないクリート1つ

- 任意帆装として、マストパートナー上面において、マスト後面で働くロープ1本と取り付け具1つ、グリップ 1つ、可動部のないクリート1つ

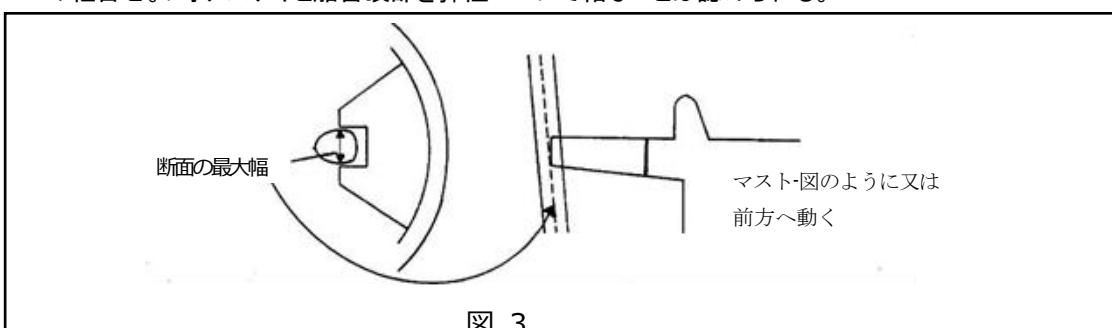
マストがもっとも前方のポジションでは後方へのベンドコントロール用のグリップ又はロープの端はマストパートナーから150mmを超えてはならない。マストがもっとも後方のポジションでは前方へのベンドコントロール用のグリップ又はロープの端はマストパートナーから150mmを超えてはならない。

- 2) マストヒールの位置は レース中にマストステップでの調整をしてはならない。
- 3) 調節可能なスプレッダーを使用する場合、遠隔操作をしてはならず、レース中に調整をしてはならない。
- 4) レース中にシラウド【サイドスティ】の有効長を調整をしてはならない。
- 5) 張力のかかるフォアステイは全体が金属製でありマストがマストパートナーから外れるのを防ぐこと。

この要件を満たすために 図表3の通りマストが自重で傾き、フォアステイに張力がかかるている時に、マストの最も広い断面がマストパートナーの内側になければならない。

フォアステイは船首頂部の帆装品に以下のいずれかで装着されていなければならない：

シャックル、穴のあるリギンプレートとピン、直径が 2mm 以上のスチール ワイヤー ストラップ または上記の組合せ。フォアステイと船首頂部を弹性ロープで結ぶことは認められる。



C.9.3 メンテナンス

C.9.3.1 小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは認められる。

C.10 セール

C.10.1 メンテナンス

C.10.1.1 縫う、繕う、接ぎを当てるような日常の整備は再証明なしに認められる。変更があったセールは再証明を受けるものとし、オフィシャル・メジャラーは 証明の管理の新たな日付とともに セールに新たな証明マークを記すこと。

C.10.2 制限

C.10.2.1 レース中はメインセール1枚、ジブ1枚、スピネーカー1枚のみを搭載しなければならない。

C.10.2.2 紛失または修理を超える損傷、または帆走指示書に明記された場合を除き、大会期間中はメインセール1枚、ジブ1枚、スピネーカー1枚のみを使用しなければならない。**テクニカル委員会、もしくは不在の場合はレース委員会**に承認された場合にのみ このような交換をしてもよい。

C.10.3 メインセール

C.10.3.1 識別

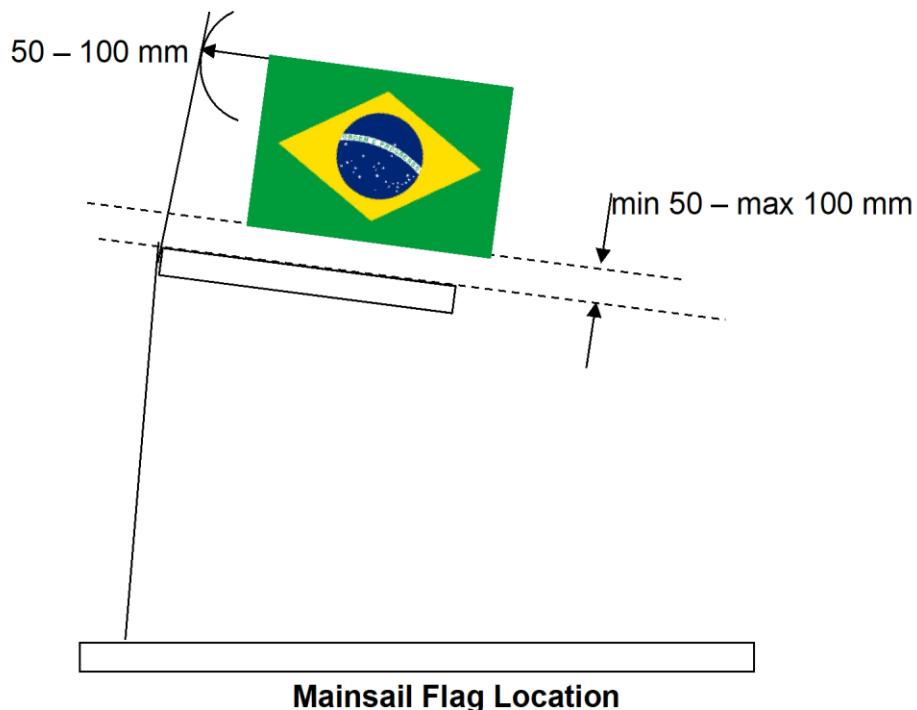
識別は以下に言及されるところを除き RRS を遵守すること：

RRS 付則 G 1.3 (a) の変更として、次の項目がセールの両側に以下のように位置される：

- (a) 国を示す文字は 上から2番目のバテンに隣接して上と下に、ポートとスター側は互いに重ならず、スターボード側を上にすること。
- (b) セール番号は 番目のバテンに隣接して上と下に、ポートとスター側は互いに重ならず、スターボード側を上にすること。
- (c) 女子のみの大会に用いるメインセールにはトップバテンポケットの上で両面に赤色の菱形（対角線の長さ最小 250mm）を付けなければならない。位置はトップバテンとメインセールヘッドで形成される三角形のほぼ中央であればよい。菱形は他の大会でレースするために そのまま保持してもよい。
- (d) G.3.1 によるクラス徽章は少なくともクルーのうち一人が世界チャンピオンの場合同じ寸法の金色バージョンに変更してもよい。
- (e) レース公示で求められる場合、スキッパーの国旗(740mmx443mm)は、メインセールの両側に以下の図に示される「メインセール国旗の位置」に表示しなければならない。国旗の船尾側の上コーナー部はリーチから50mm～100mmの間に、国旗の底辺については一番下のバテンポケットより上方50mm～100mmの間に設置できるようにする。

国旗は以下URLにリストされたICA認可の製造元でなければならない。

<http://www.sailing.org/classesandequipment/I420.php>



番号及び文字は赤色とし、幅は最小 200mm(番号1と文字Iを除く)太さは最小 45mm、高さは最小 300mm であること。

文字と数字に関する他の寸法と表示は RRS 付則 G.1.2(B)に明記されている通りとする。すべての番号、文字、420 エンブレムは 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。

C10.3.2 使用

- C.10.3.2.1 セールはハリヤードで揚げられること。配置は艇を直立にして浮いている状態でセールの揚げ降ろしが出来なければならない。
- C.10.3.2.2 セールの最も高い可視点はマスト・スパーに対し 90° に投影した時に上部の点を超えないように、そしてリーチの最後部の可視点はブーム・スパーに対して 90° に投影した時にブームの後部の点を超えないようにセットすること。
- C.10.3.2.3 ラフとフットのボルトロープはそれぞれスパーのグループまたはトラックの中にあること。

C.10.4 ジブ

C.10.4.1 使用

セールはハリヤードで揚げられること。配置は 艇を直立にして浮いている状態でセールの揚げ降ろしが出来なければならない。

C.10.4.2 レース中は直径 2mm 以上のスチール ワイヤー 1 本をジブのラフスリーブの中に取り付けること。

C.10.5 スピネーカー

C.10.5.1 識別 識別は以下に言及されるところを除き RRS を遵守すること:

RRS 付則 G 1.3 (d) の変更として、国を示す文字は任意である。国を示す文字を位置する場合は、セール番号と同じ線上でもよい。文字と番号の色は任意であるが、すべて同じ色で、完全塗装され、位置するところのパネルの色と対照的であり、文字及び番号の幅は 最小 200mm (番号1と文字Iを除く) 太さは 最小 45mm 高さは最小 300mm であること。文字と番号に関する他の寸法と表示は RRS に明記されている通りとする。すべての番号と文字は 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。番号と文字が両側にあれば、重ならず上下に最低 60mm 離して表示すること。

C.10.5.2 使用

セールはハリヤードで揚げられること。配置は 艇を直立にして浮いている状態でセールの揚げ降ろしが出来なければならない。

D節 - 艇体とデッキ

D.1 証明

- D.1.1 艇体は工場を出る前に、**クラス規則**、船形図面、建造仕様図面に適合しているとして IMF の申告書にサインするオフィシャル・メジャラーによって計測されなければならない。艇体の適合を確実な物にする計測はIMFに明記されているが、意図はこれらの計測を越えて艇体が公式図面に完全に合致することである。
- D.1.2 **クラス規則**、船形図面、建造仕様図 (Drawing No5) に合致していることを証明するために、艇体は最初の証明のために**管理する**際、有効な公式文書に従っていなければならぬ、しかし全ての艤装は現行のクラスルールを満足していなければならない。
- D.1.3 艇体の証明の為の**管理**に使用されるテンプレートは WS によって承認されること。
- D.1.4 些細な建造上の誤差のみ許容されるが、故意に設計を変えることは認められない。艇はビルダーから出荷される前にオフィシャル・メジャラーにより計測されなければならない。計測員は艇の元々意図された性質や設計から逸脱していると考慮されたことを IMF に報告しければならず、また 計測証明書は拒否される。
- D.1.5 ICA プラーク とビルダーズ プラーク が付着していない艇は出荷してはならない。

ビルダーズ プラークには以下が書かれる：

- 艇の商標
- ビルダーの名と住所
- モールド番号 2015 年 1 月 1 日以降証明を受ける艇
- 建造年.

ICA プラークには以下が書かれる：

- WS ロゴ
- ICA ロゴ
- 艇に割り当てられたセール番号

ICA プラークは スターボード側の トランサム近辺のサイドタンクに、ビルダーズ プラークはトランサム内側に付着されていなければならない。(規則 B.4 と B.5 も参照)

D.2 ビルダー

- D.2.1 国際 420 の艇体はライセンスビルダーにより成型され組立てられるものとする。ライセンスの申請は WS へ行う、WS はビルダーの建造所がある国のMNA とICA に相談しなければならない。艇体は永久的に組立てられた 1 隻の艇として供給されること。リグ、セール、艇体アヘンデージ、艤装品はどのメーカーでも良い。
- D.2.2 ライセンスを受けたビルダーはモールド、プラグ、組み立てられた艇が、関連する**クラス規則**と公式書類に合致していることに唯一の責任を負う。
- D.2.3 もしビルダーが **クラス規則**と公式書類に引用されている要件を満たさないのならば、WS は ICA の推薦によりライセンスを取り消してもよい。
- D.2.4 ビルダーが規則に合致しない艇を供給したと判れば、誤りを修正しなければならず、ビルダーとしてのライセンスを取り消してもよい。

D.3 建造と建造の材料

- D.3.1 艇体は建造仕様図(Drawing N° 5)に従って建造されること。
- D.3.2 建造に使用される材料は建造仕様図(Drawing N° 5)により指定される。

D.3.3 艇の縦横方向にほぼ均等な浮力が得られるように、に 0.05 m^3 以上の明白な浮力体を両サイドタンクにそれぞれしっかりと取り付けなければならない。浮力体は独立発泡の発泡体か、代わりに各 2 つ以上の空気容器でなければならない。それらは補強として使用してはならない。

D.4 組み立てられた艇体

D.4.1 寸法と計測

D.4.1.1 艇体の基点(HDP)はトランサムの外側表面と艇体表面の下側との艇体中心平面上の交点とし、両者とも必要により延長する。後部計測点(AMP)は HDP の基線上への投影(点)である。

D.4.1.2 2007 年 7 月 1 日以降建造される艇体の証明の管理は、基線を HDP の下方 200 mm および HDP から 3,780 mm(前方)でキールの下方 92 mm に設定されなければならない。HDP からの計測は全て基線と平行に、又深さの計測は基線に垂直に行われなければならない。計測断面は基線に垂直でなければならない。

2007 年 7 月 1 日以前に建造された艇体はこの手法又は建造時における基線の配置のどちらかを使用して調整される。

D.4.1.3 艇体の長さは 4180 mm 以上で、4220 mm 以下であること。

D.4.1.4 計測断面の 1 から 10 は、HDP から次の位置でなければならない：断

面 1: 基点から 380 mm

断面 2: 基点から 780 mm 断

面 3: 基点から 1180 mm 断

面 4: 基点から 1580 mm 断

面 5: 基点から 1980 mm 断

面 6: 基点から 2380 mm 断

面 7: 基点から 2780 mm 断

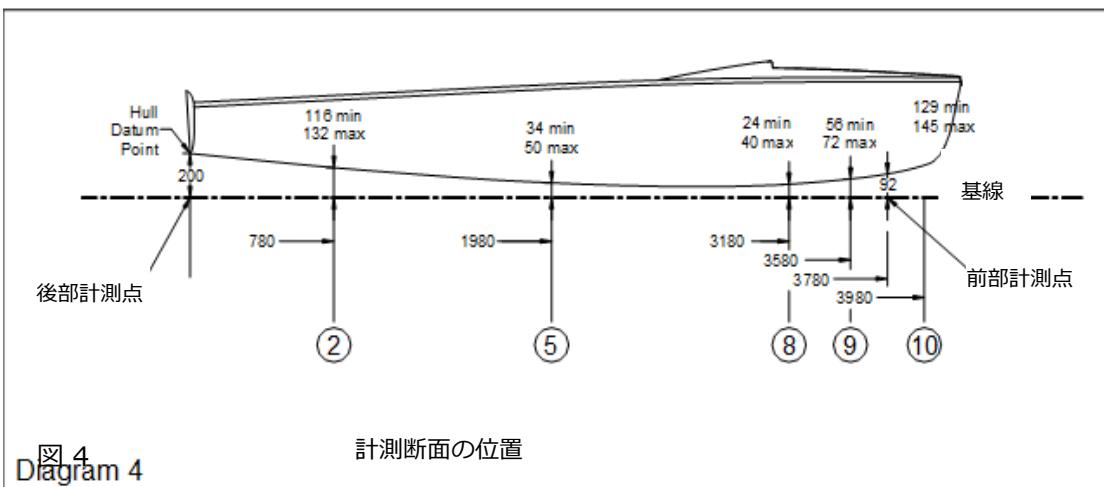
面 8: 基点から 3180 mm 断

面 9: 基点から 3580 mm 断

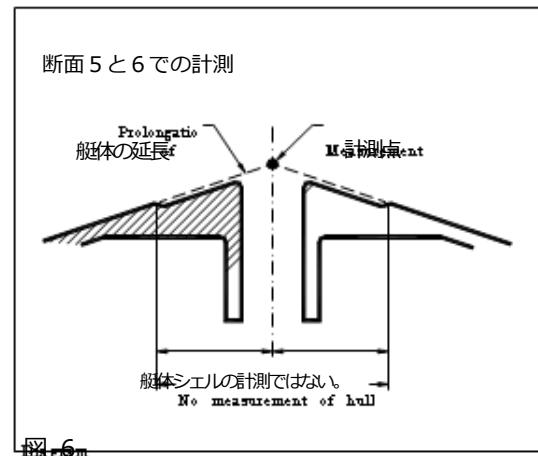
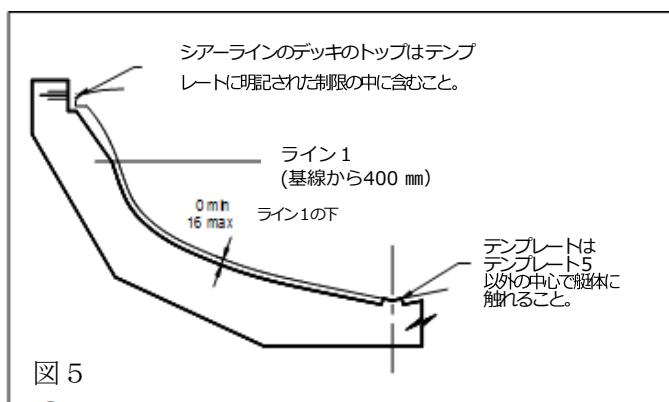
面 10: 基点から 3980 mm

基線から艇体シェルの下側までの垂直距離：	最小	最大
断面 1	154 mm	170 mm
断面 2	116 mm	132 mm
断面 3	84 mm	100 mm
断面 4	55 mm	71 mm
断面 5	34 mm	50 mm
断面 6	20 mm	36 mm
断面 7	15 mm	31 mm
断面 8	24 mm	40 mm
断面 9	56 mm	72 mm
断面 10	129 mm	145 mm

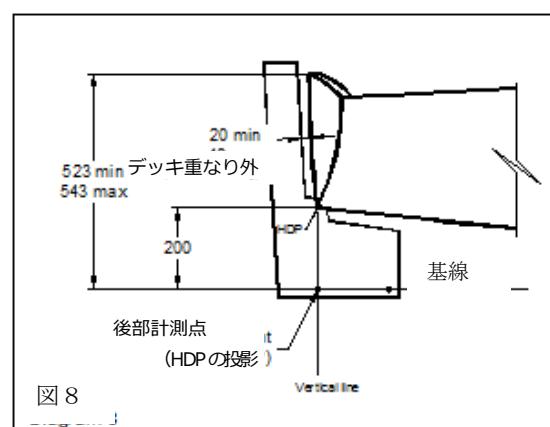
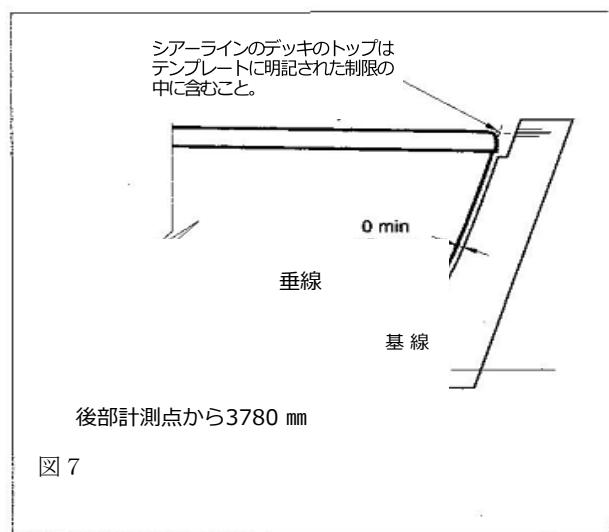
D.4.1.5 艇の証明のための計測は、断面 2、5、8、9、10 にて行われる。艇体が船形図面に関して合致しているか疑わしい場合には、全ての計測断面が検査される。モールド承認のためのプロトタイプ計測は 10 ヶ所の計測断面全てを行うこと。



D.4.1.6 断面テンプレートは 図5および図6で示された通り適用すること。シアーラインにおけるデッキ上面は 建造仕様で定義された通り、テンプレートのシアーライン印により上または下に 10 mmを超えないこと。ガンセルはテンプレートに軽く触れるか、50 mmを超えてはならない。ライン1から下、テンプレートは艇体に軽く触れるか、16 mmを超えてはならず、最大と最小のクリアランスの差は 12 mmを超えないこと。



D.4.1.7 船首テンプレートは図7の通り適用されること。テンプレートは船首に触れるか 15 mmを超えて離れてはならない。



D.4.1.8 トランサムのテンプレートは図8の通り適用されること。トランサムとテンプレート間隔は、デッキとの重ね部を除き20mm以上から40mm以下であること。

D.4.1.9 トランサムの半径は基線より400mm上方の水平な平面で検査されること。各側の、中心線から520mmで計測された屈曲は26mm以上、42mm以下であること。(計測図9と10参照)

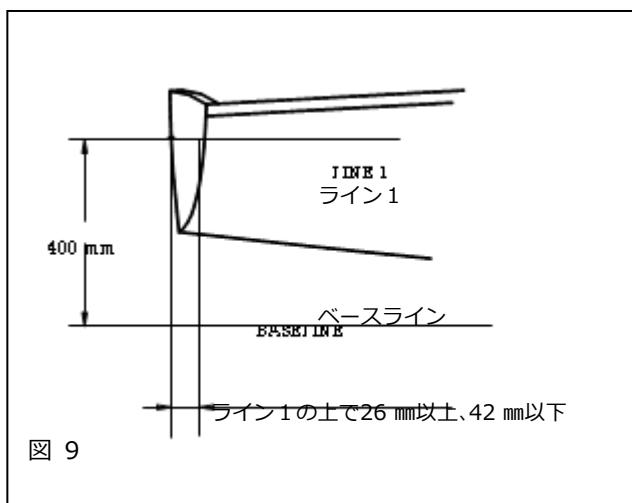


図 9

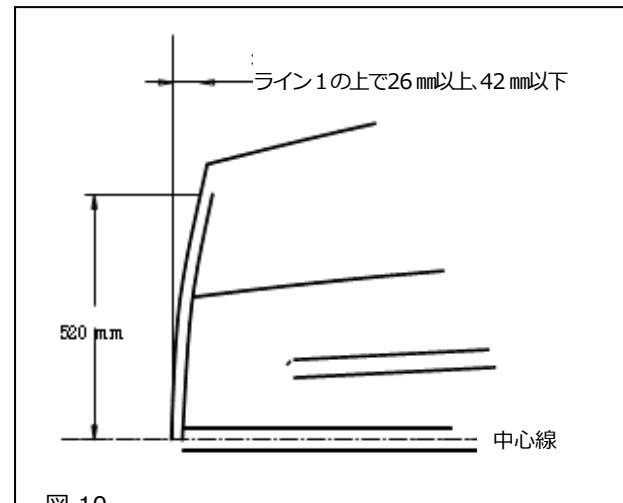


図 10

D.4.1.10 センターボードケースは、計測図11と建造仕様図面(Drawing No5)で示される位置であること。センターボードケース前方の上部は艇体下側から330mm以上、後方の上部は艇体下側から295mm以上、であること。全体として、センターボード上面の幅は170mmであること。

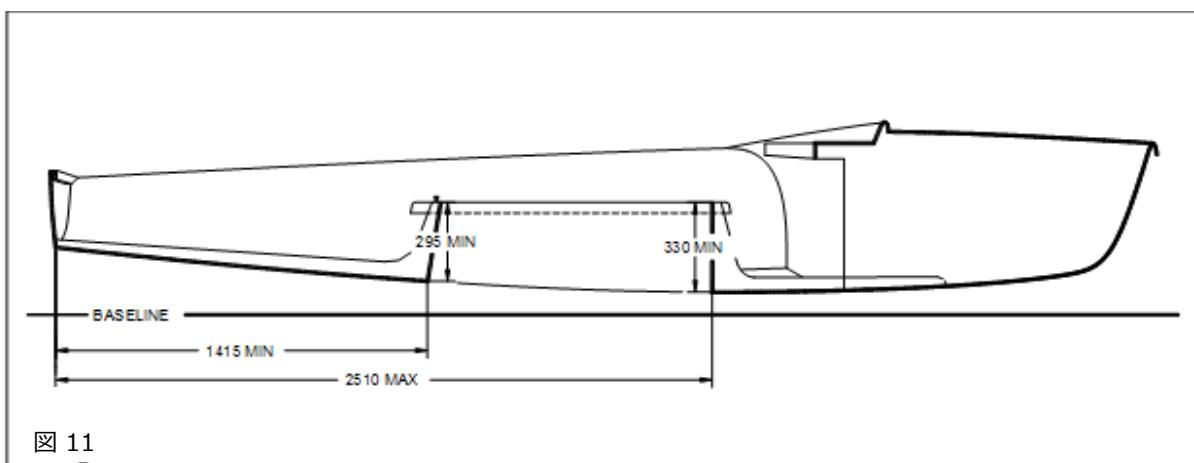


図 11

D.4.1.11 艇は全て建造仕様図面(Drawing No5)に明記されたすべての寸法に適合すること。

D.4.1.12 前部デッキの凸曲線は波除け前のデッキに300mmの直定規を任意にあてて計測する。どの平面に直定規をあてても、デッキ表面に対して平らであってはならない。

D.4.2 組み立てられた艇体の艤装

- (a) 以下の艤装品は明記された通りのみに艤装され、使用されること。この規則で言及されるクリートにはフックやクリート上のフェアリーダーも含まれる。クリート下のくさび【角度を付ける為のスペーサー】は認められる。明記された場合を除きコントロールライン、シート、ロープの方向は、艇のシャックル、リン

グ、ループまたは穴により修正しないこと。コントロールライン、ロープ、シート、ハリヤードは浮力タンクおよび(または)波除けを通り抜けないこと。

- (b) スピネーカー・シートキャッチャー、ガンネルの滑り止め材、ラダー取り付け品およびトランサム排水フラップの例外を除きいかなる艤装品もガンネルの外縁 または 艇体の外形を超えて突き出る艤装をしないこと。
- (c) 艤装品は艇体表面の延長となってはならない。
- (d) **補正重量以外のバラスト**は積み込んではならない。
- (e) チタニウムが禁止される以外 艤装品の材質は任意である。

D.4.2.1 義務、明記された位置または寸法

次の艤装品は、建造仕様図(Drawing N° 5)に従って配置され、明記されているように使用すること。

- (a) フォアステイおよびヘッドセール装着用の船首頂部の艤装品 1 個。船首頂部の艤装品の前方の穴の中心は HDP から最小 4,085 mm 最大 4,125 mm であること。フォアステイ用に 1 個、およびヘッドセール用に 1 個の穴だけが認められる。フォアステイは前方の穴に、ジブは後方の穴に取り付けられなければならない。
- (b) シュラウド【サイドステイ】用の シュラウド プレート 2 個。両舷に 1 個ずつ。シュラウド プレートの穴の中心は中心線上で計測して HDP から 2,550 mm 以上 2,570 mm 以下であること。
- (c) 形状任意の、金属か GRP のみで作られたメイン シート トラックまたはバーが 1 本。それは、直線でなければならず、センターボードケースの頂部に固定されていること。トラックまたはバーの高さは 40 mm 以下幅は 40 mm 以下でなければならない。トラックまたはバーの中心線は HDP から 1,400 mm 以上 1,500 mm 以下の位置でサイド タンクに固定すること。
- (d) キールソン上に取り付けられたマストステップ 1 個。マストステップの長さは 150 mm 以下であること。マストステップの前端は HDP から 2,890 mm 以上 2,910 mm 以下であること。マストステップの(マスト)支持面からキールソン頂部表面までは 5 mm 以下であること。
- (e) ヘッドセールのフェアリーダー 1 個、その計測点は HDP より 2,020 mm 以上 2,120 mm 以下で中心線から 625 mm 以上であること。フェアリーダーは、浮力タンクに直接固定されるものとする。(図形 12 を参照)

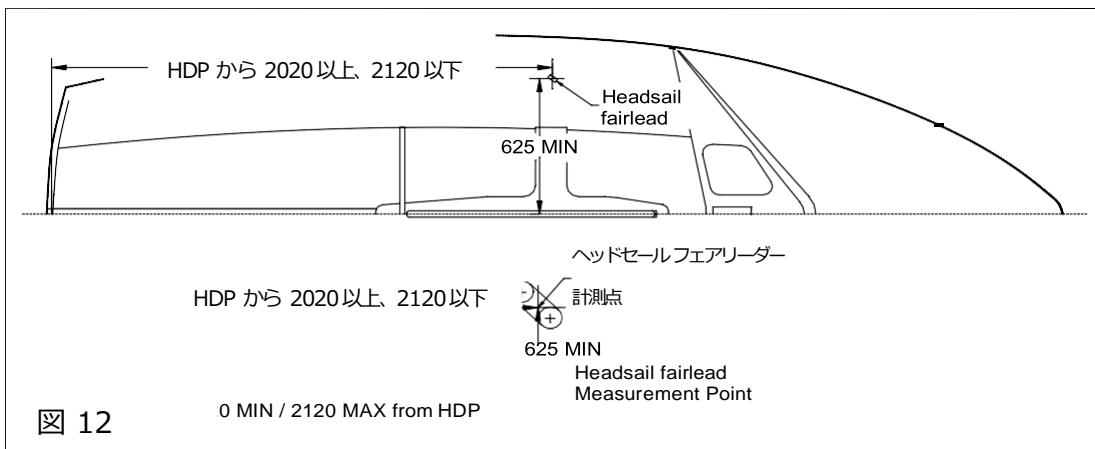


Diagram 12

- (f) トランサム近くの 各舷 浮力タンクに 直径が 5 mm以上 25 mm以下の排水用の穴1個。
- (g) 各舷の浮力タンクに 直径 100 mm以上の点検口が 一か所以上。
- (h) 建造仕様図 (Drawing N° 5) に従う配置のスピネーカーバッグ 2 個。
- (i) 合計 80c m²以下の面積があるトランサムの少なくとも1個の排水孔または窓。トランサムにある排水孔または窓を閉じるための蝶番の付いたカバーまたはその他の装置。これらのカバーや装置はラダーを妨げないこと。

D.4.2. 義務、任意の位置または寸法

- (a) メインセール、ジブおよびスピネーカー シート
- (b) メインシートの 4 個のシングル シープ ブロックのうち、1個は ラチエット・ブロックでもよい。メインシートはブライダルにつなぐブロックに取り付けること。2 個のブロックが、ブームに直接付けられること。4 番目のブロックはセンターボードケースの頂部のあるいはキールソンの後方部分に、装着固定されること。得られる倍率は 4:1 とする。
- (c) ブライダルは次のいずれかで作られる
 - i) ロープまたはワイヤーのどちらかのストラップ 2 本。ストラップはそれぞれメインシート バー／トラックの端 の艦装上の点、およびメインシートブロックに取り付けられ、三角形を成すこと。ストラップはそれぞれ追加 で永久固定されたアイ 1 個および、メインシート トラック／バー 1 個またはその端の艦装に固定されたス ナップ フック／シャックルにより調整してもよい、または
 - ii) ロープのストラップ 2 本。各側のストラップは メインシート トラック／バーの端の艦装に取り付けられたシ ープまたはブロック および 可動部のないクリートの端、固定されたメインシート トラック／バー、を通すこと。 各舷につきシープ 1 個およびクリート 1 個のみ艦装が認められる。

その他の いかなる調整システムも禁止される。

【訳注:可動部のあるクリート=カムクリート等、可動部のないクリート=クラムクリート等】

- (d) 5 個以下のシングルシープブロックを備えた ロープおよび(または)ステンレスワイヤー製のブームバング 1 セット。可動部のないクリート 1 個およびバングシステム用クリートの後部に直接ガイドするブロック 1 個。
- (e) ラダー用のラダー艦装品 2 個(ピントルや ガジョン)
- (f) センターボードケース頂部 または後部に固定される 可動部のある回転【スイベル】クリート 1 個、またはメイン シート用の サイドタンク上の 可動部のあるクリート 2 個。
- (g) ジブシート用の サイドタンクに固定された 可動部のあるクリート 2 個。
- (h) スピンシート用の サイドタンクに固定された 可動部のある又は可動部の無いクリート 2 個。
- (i) スピン ハリヤード用の フェアリーダー 1 個 および可動部のある又は可動部の無いクリート 1 個
- (j) スピン アップホール／ダウンホールシステム(スピネーカー・ポールの高さ調整)用の可動部のないクリート 1 個 および クリートの後部に 直接ガイドする ブロック 1 個。追加のブロック 1 個、ロープ 1 本、およびロープを取り 付ける装置が、マストと 上記に書かれているクリートの間 にあることは認められる。スピネーカー・ポールダ ウンホール用にマストパートナーに1つの穴又はブッシュ。スピネーカー・ポール アップホール／ダウンホー ル用のマスト艦装についてはF2.6.15 に書かれている。
- (l) 2 本のトラピーズワイヤー用の弾性コード用に 4 個以下のフェアリーダー(F5.1.2. も記載)
- (m) スピンシート用に 2 個の スピネーカーフェアリーダーまたはブロック。
- (n) **任意のブッシング & ワッシャー付きセンターボードピン**

D.4.2.3 任 意

以下の艤装品は(もし装着するなら)以下に明記された使用のみが認められる:

- (a) セルフペイラー 1 個
- (b) 乗員用のコクピット内のフットベルトは、ロープと結び目または可動部のないクリート 1 個を用いて調整可能にしてもよく、持ち上げた状態を保つための弾性コードを使用しても良い。
- (c) スピネーカーキャッチャーはガンネルの外縁またはバウを 150 mm以上越えて突き出でてはならない。
- (d) スピンシートを後方に導くために、シュラウド／シュラウドプレートまたはデッキ上に固定されたシュラウドプレートの穴の中心の前方の 100 mm以内で 艤の各舷にフック 1 個。
- (e) スピネーカーをセットしない間スピンハリヤードを確保する装置が艤の両舷に 1 個ずつ。
- (f) チューブ状のカバー類 シュラウドの下端 またはそのアジャスター およびフォアステイの下端にシートを動きやすく引っ掛け防止のためのもの。
- (g) ブロックが倒れるのを防ぐため その下に置くステンレス製スプリング。
- (h) マストヘッドに 電子式でない風見 1個。
- (i) センターボード スロットに用いる 任意の材質のシーリング ストリップ【敷居スペリ状のもの】
- (k) センターボードとセンターボード間の摩擦や隙間を減ずるために長さ 300mm以上、**最大幅30mm**のストリップ、しかし、センターボードをジャイブさせる(風上側へ角度をつける)原因となる、いかなる装置もセンターケース内側に取り付けてはならない。
- (l) コクピット内で スピネーカー・ポールをスオート内に確保するための 収納成型物 または装置。
- (m) 船首頭部上に取り付けたシャックル 1 個、前部デッキ上の可動部のないクリート1個、クリートの直後にあるフェアリーダー1 個 および 1 本のロープ から成る、**ジブタック**調整システム
- (n) 2 個以下のシングルシーブ ブロックによるロープの カニンガムコントロール システム一式。センターボードケース頂部のメインシート カニンガム ライン用に、可動部のないクリート 1 個、および クリートの直後にある ガイドロック 1 個。

D.5 艤体 重量

艤体重量には、船首頭部の艤装、シュラウド調整装置を含まないシュラウド プレート、固定された全ての艤装、ハイキングストラップ一式、ラダーピントルまたはガジョン、セルフペイラー、メインシートトラック／バー、センターボード ピボットピン、点検口のカバー、スピナバッグおよび **補正おもり**が含まれる。しかしコントロールライン、シート、携帯装備を除き、乾燥状態で 80kg 以上でなければならない。

D.6 艤体 補正おもり

艤体重量は D.5 に従い 80kg 未満の場合、合計重量が 2kg 以内の **補正おもり**をトランサム内側の上部表面にボルトで固定すること。**補正おもり**の数量と合計は IMF 及び計測証明書に記録されること。**補正おもり**は オフィシャル・メジャラーにより艤の重量の再計測を行う以外には 取り除かれたり変更されたりしてはならない。

E 節 - センターボード、ラダーとティラー

E.1 規 則

センター ボードとラダーは現行クラス規則に従うこと。

E.2 センターボード

E.2.1 センターボードは、縁から105 mm以内の範囲は傾斜していてもよい事を除き、全体を通じて16 mm以上20 mm以下の均一な厚さであること。許されている傾斜を除き 厚さは1mmを超える変化がないこと。

E.2.2 センターボードは 以下の材質の単独か組合せで作られること;

木材、合板、ガラス繊維強化ポリエスチル樹脂、ガラス繊維強化エポキシ樹脂 および(または)マイクロバルーンを含む 発泡プラスチック および 塗装してもよい。

E.2.3 センターボードの側面は、計測図形 13 & 14 で明記された寸法と許容差に適合すること。

ライン(OA) および(OE) は長さと幅のために参照軸をそれぞれ構築し、互いに直角であること。(O)点は両方の軸のための起点である。センター ボードの輪郭は A点、起点 O、E、G、ライン(GH)および(AI) によって定義される。

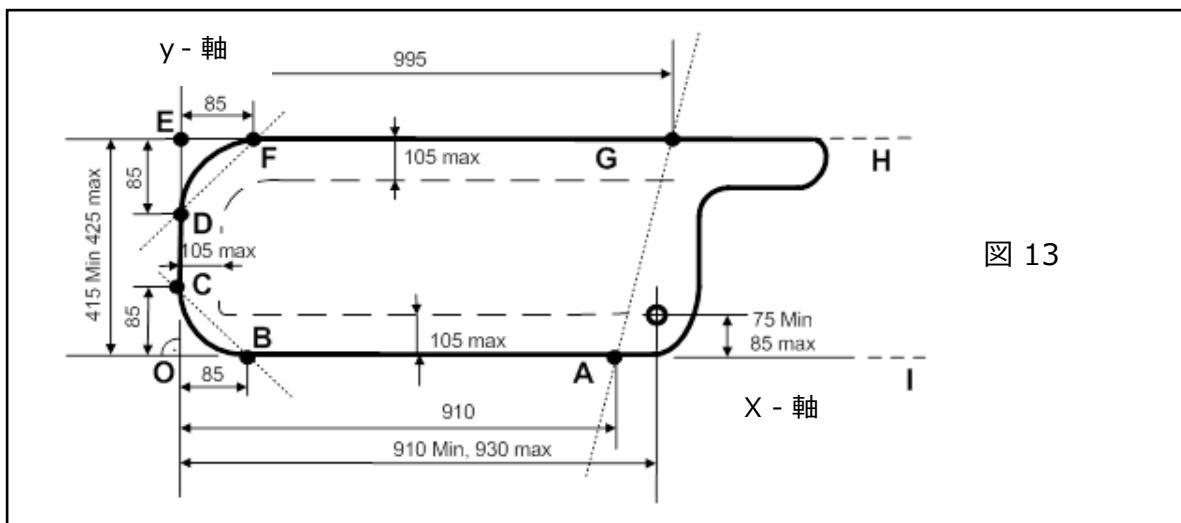


図 13

A点は起点から 910 mmのX軸上の点である。

B点は起点から 85 mmのX軸上の点である。

C点は起点から 85 mmのY軸上の点である。

センター ボードは常にA、B、Cの各点に接すること。これらの点はセンター ボードに不可欠である。 F点はY軸から 85 mmの後縁上の点である。

G点はY軸から 995 mmの後縁上の点である。

E点はY軸上の後縁FGの延長である。

D点はY軸に沿って計測し、E点から 85 mmの下縁上の点である。それはY軸から 2 mmを超えてはならない。

後縁(FG)はX軸に平行である: Y軸に沿って計測された 前縁の最も外の点から(G)点までの距離は、誤差 2 mm以内の幅(OE)で均等であること。 センターボードの幅はどの点でも 415 mm以上 425 mm以下であること。

	最小	最大
ピボット穴の中心からX軸までの距離	75 mm	85 mm
ピボット穴の中心からY軸までの距離。	910 mm	930 mm
E点からX軸までの距離	415 mm	425 mm

直線からの端までの合計(プラス・マイナス・または両方)偏差:

X軸からA点とB点の間.....	2 mm
線(CD)からA点とB点の間.....	2 mm
線(FG)からF点とG点の間.....	2 mm

I点はX軸上にある。線(AI)と線(GH)は平行である。範囲HGAIの内側のセンターボードの側面は自由であるが、センターボードのどの部分もこの範囲の外側にあってはならない。

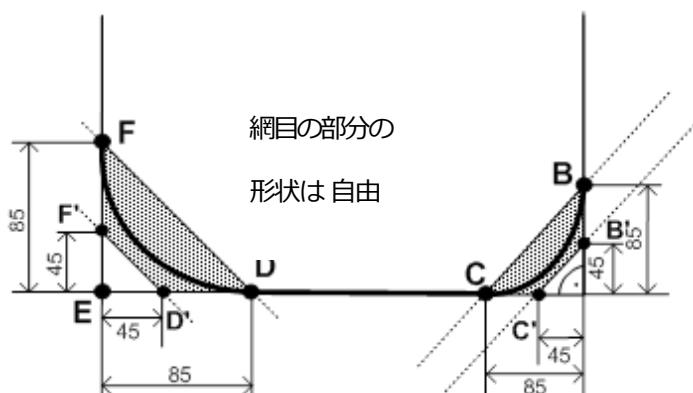
センター ボードの下部コーナーの形状は図14の網目部分内にあることとし、センター ボードの底端のどの部分もB,B',C,C',D,D',E,E'およびF,F'の点の間で構成される多角形の外側にあってはならない。

B'点は起点Oから45 mmのX軸上の点である。

C'点は起点Oから45 mmのY軸上の点である。

D'点はE点から45 mmのY軸上の点である。

F'点はE点から45 mmの線(EG)上の点である。



E.2.4 以下の艤装品だけが認められる。

- (a) “3個以下のシングルシーブブロックと可動部分のないクリート2個”を使用するセンター ボード引き上げ用のロープおよび(または)弾性コードが1組。クリートの下のくさび【傾斜角度を付けるスペーサー】およびクリートには前および(または)一体式のフェアリーダーは許される。
- (b) センターボード引下げ用のロープおよび(または)弾性コードが1組、センター ボード ケース頂部のブッシュ1個および(または)可動部分のないクリート1個。クリートの下のくさびは許される。

E.2.5 センターボード調整に使用するコントロールロープの方向は、規則E.2.4に明記されたブロックおよびブッシュによってのみ変えられるものとする。

E.3 ラダー

E.3.1 ラダー ブレードの側面は図15に明記された寸法と公差に従わなければならぬ。

(公式420 ラダー ブレード図表 -2000年8月に同じ)

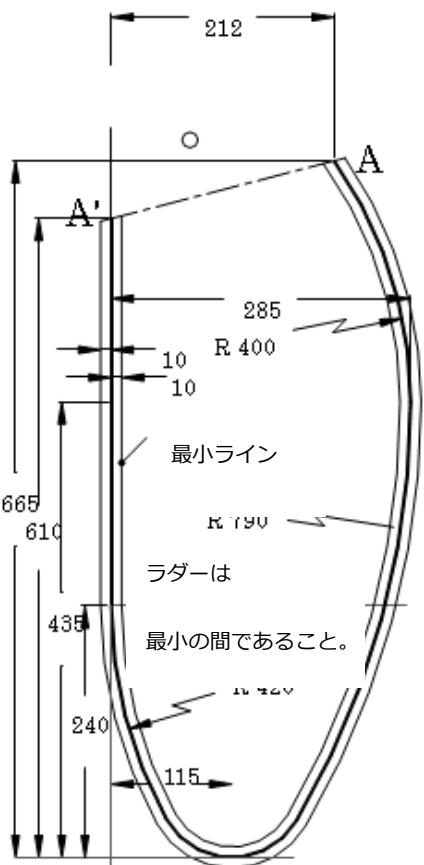


図 15

E.3.2 ラダー ブレードは 縁から 105 mm以内の距離で傾斜があることを除き、全体を通して 16 mm以上 20 mm以下の 均一な厚さであること。認められた傾斜部分を除き、厚さは 1 mmを超える変化があつてはならない。

E.3.3 ラダーストックはアルミ合金および(または)ステンレスであり、ティラーは木製またはアルミ合金であること。**ラ**
ダーストックとラダーブレードの間の摩擦および(または)間隔を減少するための任意材質のストリップを追加
してよい。 ラダーストックは艇体長さに延長効果の無いものであること。**ラ**ダーブレードは次の材料の単独
か組合せで作られなければならず、塗装してもよい; 木材、合板、ガラス繊維強化ポリエスチル樹脂、ガラス
繊維強化エポキシ樹脂および(または)マイクロバルーンを含む発泡プラスチック

E.3.4 以下の艤装品だけが認められる:

- (a) ラダー引き下げ用のステンレスワイヤーおよび(または)ロープ・弾性コードが 1 つとティラー上で可動部
分のないクリート 1 個。(クリート下にくさびを入れてもよい。)またはラダーブレードの位置を固定するため
ラダーヘッドとラダーブレードを貫通するピンまたはボルト。
- (b) ティラーエクステンション 1 本、テレスコピック(長さ可変)であつてもよく、材質は任意である。
- (c) ティラーとエクステンション間のユニバーサルジョイント 1 本。
- (d) ラダーピボットピン 1 本

E.3.5 艇が転覆した時に、艇体からラダーストックが離れなくする安全装具を装着しなければならない。

F 節 - リグ

F.1 規則

リグは現行のクラスルールを満足すること。

F.2 マスト

F.2.1 製造者

製造者は任意である。

F.2.2 材 料

マスト・スパーはアルミ合金でなければならない。アルマイト処理 または塗装してもよい。

F.2.3 構 造

マストには固定したセール グループまたはトラックを含まねばならず、これらはスパーと一緒にあっても無くてもよいが、材質はアルミであること。捩れている又は永久に曲がっているマストは禁止されるが上部と下部の点の間でマストのどの場所で計測しても 40 mm までならば **マスト材の屈曲** は認められる。

F.2.4 竊 装

以下の竊装品は義務で、明記された通りに使用されること:

- F.2.4.1 メインセールハリヤード用の上部のシーブを含む **マストヘッド** 竊装品。
- F.2.4.2 メインセール用ハリヤード1 本、ジブ用ハリヤード1 本およびスピネーカー用ハリヤード1 本。スピネーカー ハリヤードの端に弾性コードを取り付けてもよい。ハリヤードの方向は **クラス規則 F** 節に明記されたブロック、シーブまたはフェアリーダーによってのみ変えられるものとする。**ただし、メインセールのハリヤードがメインセール頂点のハリヤードシャックルを通り、梃子の力が2:1なるように回るものは除く。**
- F.2.4.3 マストヘッド近くのロック1 個、またはメインセールハリヤード用のグースネック下部のクリートやロック1 個。
- F.2.4.4 各ハリヤード用の(メインセール、ジブ、スピネーカー)2 個以下のブロック、シーブまたはフェアリーダー。これらのブロックやシーブはスパーに取り付けられていること。
- F.2.4.5 上部ジブハリヤードのシーブ、ブロックまたはフェアリーダーはヘッドセールの上がる高さがフォアステイの高さと等しいかそれよりも低くなるよう配置されねばならない。
- F.2.4.6 上部スピネーカーハリヤードシーブ、ブロック またはフェアリーダーのどの部分もマストの前面から **40 mm** 以内にしなければならない。
- F.2.4.7 シュラウド 2 本、フォアステイ 1 本、トラピーズワイヤー2 本はマストにしっかりと取り付けられていること。シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤーのリギンの点の位置は F.2.7 に書かれた距離であること。(シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤー高さを参照)
- F.2.4.8 任意の取り付けシステムによる一組の固定または調整可能な **金属製スプレッダー**。スプレッダーの高さは F.2.7 に述べられた距離であること。スピネーカーハリヤードが絡むのを防ぐために任意の装置をスプレッダー 一および(または)リギンに取り付けてもよい。
- F.2.4.9 マスト前面のスピネーカー・ポール 竊装品 1 個、突き出しは 45 mm 以内とする。
- F.2.4.10 マストにブームを接続するために マストに固定された グースネック 1 個。
- F.2.4.11 D.4.2.3(a)のシステムがない場合、メインセールカニンガムライン用に グースネック下の可動部のないクリート 1 個とロープ 1 本。
- F.2.4.12 **ジブ** ハリヤードに張力をかけるシステムは合計 6 個以下のシーブから成るブロック 2 個とクリート 1 個で構成されていること。このクリートは可動部分があってもよく、2 個のブロックの内の 1 個に

固定されること。システムはフックかシャックル経由でジブハリヤードに取り付けられ、もう一方の端はマストまたはマストステップの艦装品に、ワイヤーストラップ、またはシャックルおよびマストの取付具(タング、マスト基部の金具等)で取り付けられていること。**マジックボックス**のような封入されたシステムは禁止される。

- F.2.4.13 メインセールのタックを固定のため、マストとメインセールのタッククリングルを通すロープ 1 本または装置。
- F.2.4.14 マストゲートに接する部分を保護する マスト周囲の保護材。
- F.2.4.15 ロープと弾性コードおよびフック 1 個で作られた、**スピネーカー・ポール**の引き上げ/引き下し【システム】1 個スピンポールの引き上げ/引き下し【システム】にプラスチックポール 2 個を装着してもよい。スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下し【システム】の調整は次の艦装だけが認められる。フォアステイとシュラウドのリギンポイントより下にある マスト前側のアイまたはブロック1。 マストパートナーの高さの付近マスト前側に位置する アイ またはブロック 1 個またはブッシュ 1 個。マスト基部にブロック、シーブ 2 個、またはフェアリーダー 2 個。(スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下しの追加艦装は D.4.2.2(j) の記述を参照。)
- F.2.4.16 ブームバングの取り付け艦装品 1 個。
- F.2.4.17 マストヒールの艦装はハリヤード類とスピネーカー・ポールの引上げ/引下し用の下部シーブが含まれる。
- F.2.4.18 永久的に 塗装された/テープを貼られた 対照的な色のリミット・マーク
- F.2.4.19 メインセールハリヤードが F.2.4.3 に有るようにロックやトゥースラックにセットされる場合以外、規則

C.10.3.2.2 に確実に適応するための、上部の点より上方へのメインセールのセットを防ぐ装置。

F2.5 寸法

特に明記がない限り、縦の計測はすべてマスト基点から行なわれるものとする。

この目的のために、マスト基点(MDP)はマストヒールの点に位置する。

	最小	最大
マストの長さ		6260mm
MDP から 1500mm~4500mm の間の前後マスト・スパーの断面	50mm	75mm
MDP から 4500mm 以内に交わるマスト・スパーの横断面	45mm	75mm
マスト・リミット・マークの幅	10mm	
下部の点の高さ		1160mm
下部の点から上部の点の高さ		4900mm
ヘッドセールホイストの高さ	4520mm	(実際のフォアステイの高さ)
スピネーカー・ホイストの高さ		4650mm
シュラウド、フォアステイおよびトラピーズの高さ	4550mm	4650mm
スプレッダーの高さ	2550mm	2650mm

F2.6 重量

マスト重量 は F.2.4 に明記された艦装品、しかし F.2.4.12 に書かれた張力システムおよび F.2.4.13 に書かれたロープは除かれ、F.5.1 に明記された艦装を含み、F.5.1.2 で述べられた 弾性コードと フェアリーダー 4 個は除き、そして F.5.1.2 で述べられた**スプレッダー**の高さの弾性コードと一緒に量り 7.5kg 以上であること。

- F.2.7 マスト重心は、艦装品や F.2.6 に列挙されたマストに沿って確保された シュラウド、フォアステイ、トラピーズ ワイヤーおよびハリヤードのリギン類を含み、マスト基点から 2,400 mm 以上であること。
- 計測時にはハリヤード類は持ち上げられ、マストの外側の ハリヤードの尾部は 計測員により 手で持ったまま でいること。

F.3 ブーム

F.3.1 製造者

F.3.2 製造者は任意である。材 料

ブーム・スパーは アルミ合金でなければならない。アルマイト処理 または塗装してもよい。

F.3.3 構 造

- F.3.3.1 ブームには固定したアルミのセールグループまたはトラックを含まねばならず、これらはブーム・スパーと
一体であっても 無くてもよい。

- F.3.3.2 ブーム・スパーはずっと同じ断面でなければならず、テーパーさせてはならない。

F.3.4 艤 装

F.3.4.1 義 務

- F.3.4.1.1 ブームバング取り付け具(アイ、プレート、または ブームへの穴)

- F.3.4.1.2 メインシート ブロック 取付け艤装品 2個(アイ、プレート、または ブームへの穴)

- F.3.4.1.3 グースネック取り付け具/前端の艤装品

- F.3.4.1.4 エンドの艤装品1個にはシープ1個を組み込んでもよい。ロープ、ブロック1個、可動部のないクリート 1個、
および 弹性コード(任意) から成り立つ アウトホール 一式。クリートのガイドブロック1個を使用しても
よい。アウトホールロープはメインセールのクリュークリングルを通して後端の艤装品に固定 しても良い。

- F.3.4.1.5 C.10.3.2.2 に確実に従うため、メインセールが外部の点より外側にセットされないような 装置ひとつ。

- F.3.4.1.6 永久的に 塗装された／テープを貼られた 対照的な色の外側リミット・マーク

F.3.4.2 任 意

- F.3.4.2.1 メインセールの クリューの点と タックの点を 固定するため、ブームのまわりで クリングルを通すロ
ープまたは装置。

- F.3.4.2.2 ブームがシュラウドに触れるところに当てる 任意材質の保護材

(最大の長さ/高さ/厚さ = 100mm /50mm /5mm)

F.3.5 寸 法

	最小	最大
垂直のブーム・スパー断面	55mm	89mm
横のブーム・スパー断面	32mm	76mm
ブームのリミット・マーク幅	10mm	
外部の点の距離		2400mm

F.4 スピネーカー・ポール

F.4.1 製造者

製造者は任意である。

F.4.2 スピネーカー・ポールはアルミでなければならない。

F.4.3 艤 装

以下の艤装のみが認められる:

- 両端の艤装品 およびコントロールラインには操作を容易にするための結び目、つまみ または短いチューブを
組み合わせてよい。
- ほぼ中間点にある 引き上げ/引き下し用 取り付け艤装品。

F.4.4 寸 法

スピネーカー・ポールの長さは 最大 1,750 mm

F.5 リギン および 艤装品

F.5.1 リギン

スタンディング・リギンは現行クラス規則に従っていること。証明は不要である。以下
のリギンだけが使用されなければならない：

F.5.1.1 マストを保持するフォアステイ 1 本、および両側のシュラウド 1 本ずつ。それらは直径 2 mm 以上のスチール
ワイヤーであること。ロッドリギンは禁止される。

F.5.1.2 両側の直径 2 mm 以上のスチールトラピーズワイヤーは 1 名のみ使用できる。各々のトラピーズ調整装置
は最多でハンドル 1 個、シーブ 2 個、リングまたはフック 1 個、弾性コードまたはロープ 1 本、クリート 1 個を
備えなければならない。トラピーズワイヤーはハンドルから 500 mm 以内はロープで代用してもよい。2 本の
トラピーズは艇に D.4.2.2(i) に述べられた通り、4 個以下のフェアリーダーで繋がっていること。トラピーズワ
イヤーが スプレッダーをかわす様にするための弾性ロープも認められる。セルフ タッキング トラピーズ
システムは認められない。

F.5.2 艤 装

F.5.2.1 各シュラウドは調整穴とピンの列のあるプレートにより シュラウドプレートに取り付けられること。その他
の方法によるシュラウド調整の装置は認められない。

G 節－ セール

G.1 計測

- G.1.1 このルール中に明記されていること以外、セールは現行のクラスルールを満足しなくてはいけない。
- G.1.2 ジブはバテンをバテンポケットに入れて計測される
- G.1.3 計測時ジブのラフワイパーは取り除くこと。
- G.1.4 次項は2014年1月1日以後の認証を受けたジブに適用する。
- (i) タックあるいはクリューに切り抜きのある場合、コーナー部は図解G.4.1.7(a), G.4.1.8(a), G.4.1.8(c)に示されたように切り抜かれた各々の端緒を超えてセールのエッジ延長線じょうにある交点とする。
- (ii) 厚さ約2mmで一定の剛性を持つFRP素材のバテンによってセールエッジの拡張機能を果たしている。
- (iii) G.4.1.8(c)に示されたクリューの場合、セールエッジの拡張機能としてバテンの長さは100mmも必要ない。
G.4.1.7(a)に示すタックのコーナー部やG.4.1.8(a)にあるようなクリューの場合は、セールエッジの拡張機能としてバテンの長さは50mmも必要ない
- (iv) バテンは拡張機能部分の外側のポイントで保持されるものとする。
- (v) バテンは、予想できるおおよそのコーナーの位置に1点配置し、2番目のポイントはセールエッジの延長線上の場所に、(iii)で特定したバテンの長さよりも少ない距離感で一番目とは離れた箇所に配置すべきである。
- (vi) セールエッジ部が曲がっている場合、バテンはそのセールエッジ形状に沿って(v)で述べた二番目のポイントと切り抜き端部との間に曲げられなければならない。図解G.4.1.7とG.4.1.8を参照のこと。
- (vii) 上記処理方法を繰り返すことで他のセールエッジの拡張具合が分かるようになる
- (viii) ルールG.1.4はERS H.5.4を変更するものである。

G.2 証明

- G.2.1 オフィシャル・メジャラーは メインセールとジブはタックに スピネーカーはヘッドにある 証明マークに、署名と日付を記入して証明すること。メインセールと スピネーカーは 文字及び番号なしで証明してもよいが、レス中にはクラス規則の C.10.3.1 および C.10.5.1 を守らなければならない。
- G.2.2 WSのインハウス証明(IHC) 権限機関は1名またはそれ以上のインハウス・オフィシャル・メジャラーを任命してもよい。彼らWSのガイドラインに従い、そのメーカーの製造したセールの計測および証明をセール メーカーにおいて行うものとする。
- G.2.3 メインセールとジブは、セール本体の 1 m²あたりの重量を、セールメーカーにより、ヘッドに日付と共に署名またはスタンプを消えないようにマークすること。
- G.2.4 2005年3月1日以降最初の証明を受けるセールは恒久的に固定された公式番号がふられた ICA ロイヤリティーセールボタン/ステッカーをメインセールとジブセールはタックにスピンセールはヘッドの位置につけなければならない。セールボタン/ステッカーのないセールは保証されたものとみなさない。また、セールボタン/ステッカーは他のセールに転用できない。

G.2.4 セールメーカー

セールメーカーは任意である。

G.3. メインセール

G.3.1 エンブレム

420 エンブレムは紺色でトップバテンポケットの下に、並んで位置すること。示された通り寸法と必要な要件は図に許容誤差は±2 mmであること。（図 16 参照）

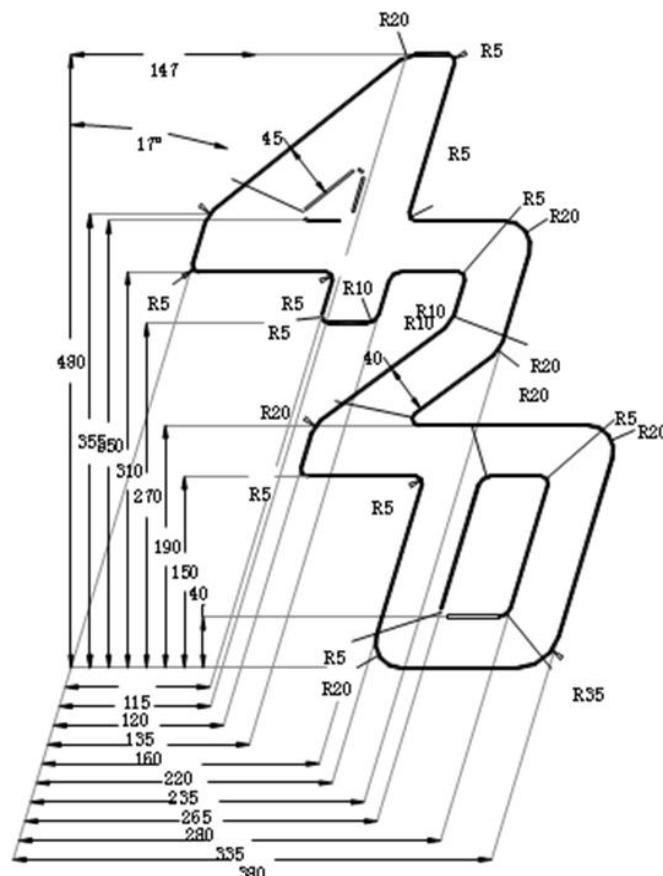


図 16

G.3.2 構造

G.3.2.1 構造は以下であること：ソフトセール、単一プライのセール。

G.3.2.2 セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。フットに接したパネルは異った織プライでも良い。プライの繊維はポリエチルであること。

1 次及び2 次補強はポリエチル

G.3.2.3 セール本体の織られたプライの単位重量は 150g/m²以上であること。

G.3.2.4 以下のものが認められる：

縫う、接着、タブリング、テープ、ラフおよびフット用ボルトロープ、各々のセール隅にクリングル／アイ1個、固定されたヘッドボード1個、カニンガムアイ1個、カニンガム用ロープ1本、バテンポケット パッチ、バテンポケットのゴム、バテンポケット エンドキャップ 1個 およびトップバテンポケット用の張力装置 1個、クリューのブーム スライド1個、テルテール、ICA セールボタン、セールメーカーの商標、2つを超えない

い窓

G.3.2.5 ICAセールボタン/ステッカーは タックに取り付けられていること。

G.3.2.6 リーチは 次の間の直線を超えてはならない:

- (1) ヘッドの後方点とリーチの交点 および 最も近いバテンポケット上端、
- (2) リーチとバテンポケットの下端の交差、リーチと その次のバテンポケットの上部の端の交差、
- (3)クリューの点とリーチの交差、最も【クリューに】近いバテンポケットの下端。

G.3.2.7 セールには図表17の位置に4つのバテンポケットを有していかなければならない。位置はメインセールをはがして折りたたむとリーチがフラットになった状態で計測すること。

G.3.3 寸 法 (図表 17 参照)

	最小	最大
リーチ長さ		5400mm
4 分の 1 幅		2130mm
2 分の 1 幅		1630mm
4 分の 3 幅		995mm
上部のリーチの点での上部幅 (ヘッド点から 600mm)		480mm
トップの幅		115mm
フッターパッチの補強サイズ		100mm
チーフィング・パッチの補強サイズ		900mm
コーナー部一次補強		300mm
コーナー部二次補強		900mm
バテンポケットパッチ		150mm
ヘッドの点からラフとトップバテンポケットの中心線の延長まで	1420mm	1470mm
最下のバテンポケット内幅		540mm
中間にある 2 つのバテンポケット内幅		700mm
バテンポケット幅の内側		60mm
窓の面積		0.3 m ²
窓からセール縁までの距離	150mm	
2003 年3 月1 日以降に最初の証明されたセールのフットボルトロープの長さ	1920mm	

メインセール図

バテンポケットの中心は
図示の点の50 mm以内である
こと。

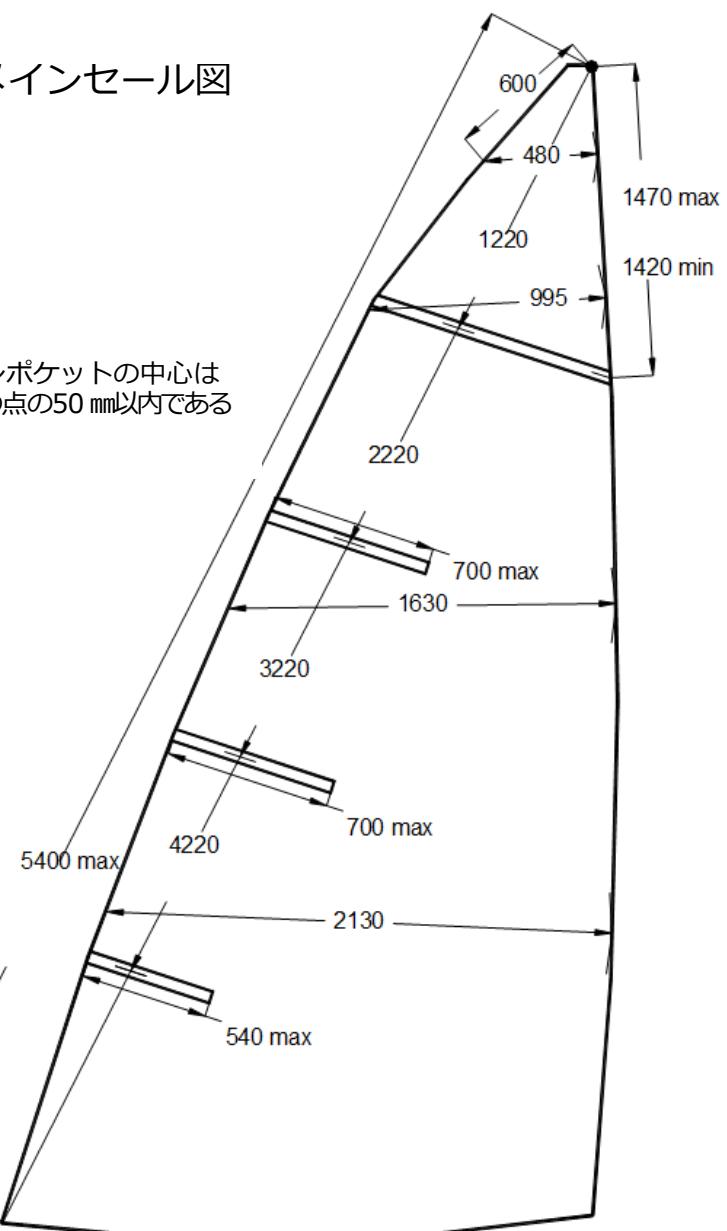
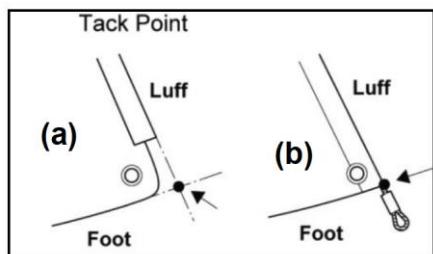


図 17

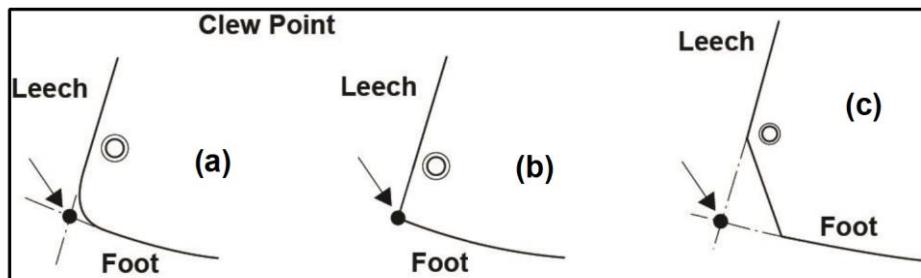
G.4 ジブ

G4.1 構造

- G.4.1.1 構造は以下であること: ソフトセール、単一プライのセールリーチは ヘッドの後方点からクリューの点まで 直線を超えないこと(すなわち 凸状でないこと)。
- G.4.1.2 セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。プライの繊維はポリエステルであること。**1次及び2次補強**はポリエステル繊維で織られたプライが許可される。
- G.4.1.3 セール本体のプライの単位重量は 150g/m^2 以上であること。
- G.4.1.4 ジブにはリーチに最大 3 つのバテンポケットを持って良い。
- G.4.1.5 以下のものが認められる:
縫う、接着、テープ、タブリング、各々のセールコーナーにクリングル／アイ1個、2 つを超えない窓、テルテール、ラフテンション調整の為のロープ、およびタックエリアにクリート1個、ラフスリーブ内のスチールワイヤー、セルボタン／ステッカー、セールメーカーの商標。
- G.4.1.6 セールボタン／ステッカーはタック につけること。
- G.4.1.7 次の構成であつらえられたタック部のジブのみが2017年1月1日より認可されたものとして証明できる。



- G.4.1.8 次の構成であつらえられたクリュー部のジブのみが2017年1月1日より認可されたものとして証明できる。



G.4.2 寸法

	最大
ラフ長さ	3500mm
リーチ長さ	3200mm
フット長さ	1750mm
フットメディアン	3360mm
トップの幅	40mm
2010 年 3 月 1 日後に最初の証明したセールのフットイレギュラリティー	30mm
フラッターパッチの補強サイズ	100mm
バテンポケット内側の長さ	200mm
バテンポケットパッチ	150mm
チーフィング・パッチの補強サイズ	900mm
コーナー部1 次補強	300mm
コーナー部2 次補強	900mm
窓の面積	0.1 m ²
	最小
窓の開口からセールのエッジまでの距離	150mm

G.5 スピネーカー

G.5.1 構造

G.5.1.1 構造は以下であること: ソフトセール、単一プライのセール。セールはセンターラインに対して左右対称であること。どんなタブリングおよび補強の色も任意である。

G.5.1.2 セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。この制限は色には適用しない。プライの纖維はポリエステルまたはポリアミドであること。1 次及び 2 次補強は白色のポリエステル纖維で織られたプライが許可される。

G.5.1.3 以下のものが認められる:

縫う、接着、テープ、コーナーアイ、テルテール、セールボタン／ステッカー、セールメーカーの商標。

G.5.1.4 セールボタン／ステッカーはヘッドにつけること。

G.5.2 寸法

	最大
リーチ長さ	4000mm
フット長さ	2220mm
2分の1幅	2840mm
コーナー部1次補強	300mm
コーナー部2次補強	900mm
2007年3月15日後に最初の証明したセールのフットメディアン	4650mm

公式書類:

国際420クラス規則

船形図面 (Plan de formes) C号 (2004年8月)

建造仕様図面 (Drawing No5) H号 (2009年2月)

国際420協会 ラダー ブレード 図表 (2000年8月)

国際計測用紙 (2013年1月)

計測用の公式テンプレート:

バウ (ISSUE C); C1 (ISSUE B); C2 (ISSUE B); C3 (ISSUE B); C4 (ISSUE B); C5 (ISSUE B); C6 (ISSUE B); C7 (ISSUE B); C8 (ISSUE B); C9 (ISSUE B); C10 (ISSUE B) および スターン (ISSUE B or C).

発効日付: 2017年10月1日

日本語版発行: 2020年8月5日 ver1.1

発行日付: 2017年9月20日

前回発行: 2017年2月10日

